

碧南市プレミアム付商品券 参加店募集中

市内事業者の皆様

10月1日からの消費税引き上げに伴う

「プレミアム付商品券」を
使えるお店（参加店）を募集しています。

- ★参加登録料： 無料
- ★チラシ掲載料： 無料
- ★換金手数料： 無料（額面どおり振込みます）
- ★換金振込手数料： 無料



FAX、電子申請でもお申込みできます。

詳しくは募集チラシ(裏面：登録申請書)をご覧ください。
申込期限を7月12日（金）まで延長しました。

申込期限の後もお申込みできますが、チラシ掲載には間に合わない場合があります（ホームページ等でのご紹介になります）。

【お問合せ・お申込み】

碧南市プレミアム付商品券事業委員会事務局
（碧南市役所商工課内）

電話: 0566-95-9894 FAX: 0566-41-5412

〒447-8601 碧南市松本町 28 番地

http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/shoko/9750.html

碧南市プレミアム付商品券 参加店募集

10月1日からの消費税・地方消費税10%への引き上げが子育て世帯及び住民税非課税者の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券を発行します。つきましては、商品券が使用できる参加店を下記の通り募集します。

商品券概要	発行予定額	最大で2億5,000万円(2億円+プレミアム分5,000万円)
	価格	1冊5,000円分(額面500円券×10枚綴り)を4,000円で販売。
	販売対象	子育て世帯(平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子の人数分購入可)、住民税非課税者(課税者に扶養されている人などを除く)。
	商品券使用・換金期間	商品券使用期間:令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで 商品券換金依頼期間:令和元年10月1日(火)から令和2年4月10日(金)まで
	発行団体	碧南市
	運営主体	碧南市プレミアム付商品券事業委員会

1. 参加店の資格

市内において小売業(製造小売業を含む)、飲食業、理美容、旅館業等の各種サービス業及び運輸通信業(旅行業を含む)等を営む者で、本商品券の事業に参加を希望する事業所。特定の宗教・政治団体や反社会的勢力と関係がある場合や、公序良俗に反する業種は対象外です。

2. 参加店の負担

参加登録料及び換金手数料: 無料

※参加登録の申請及び商品券の取り扱いに当たって要する経費は、参加店の負担とします。

※参加店には、後日、店舗等に設置するためのポスター等を配布します。

3. 登録申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) 申請書 郵送、持参またはファックスで事業委員会へ提出

(2) 電子申請 あいち電子申請・届出システムへの登録申請入力

※URL https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-hekinan-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=16963



QRコード

システム利用者登録せずに申込み可能(「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から入ってください)

7月12日(金) 申請期限延長しました

4. 申請期限 令和元年~~6月28日(金)~~(期限後も申請できますがチラシ掲載に間に合わない場合があります)

5. 問合せ・提出先 碧南市プレミアム付商品券事業委員会事務局(碧南市役所商工課内)

〒447-8601 碧南市松本町28番地 TEL: 0566-95-9894 FAX: 0566-41-5412

6. その他

(1) 商品券の取扱い及び責務

① 参加店は、商品券を持参した者に対し、使用期間内に限り、券面記載額相当の物品の販売、サービス等を行う。ただし、換金性の高いものなど、一部の物品及びサービスは対象外とする。

② 釣り銭は出さない。

③ 通常の注意をもってすれば偽造及び変造されたものと分かる券、不正に使用されていることが明らかな場合は、受け取りを拒否するとともに、直ちに事業委員会に通報する。

④ 受け取った商品券は、再流通を防止するため、券面の右上隅を破線に沿って切り取るとともに、商品券裏面に店名(ゴム印も可)を記入する。

(2) 換金の方法

取引により商品券を獲得した参加店は、事業委員会が指定する換金依頼先金融機関(愛知県中央信用組合の碧南市内本支店)に当該使用済商品券を持参し、所定の換金依頼書を添えて換金を依頼する。依頼を受けた金融機関は毎週金曜日に締切り、締切日から2週間程度で参加店が登録申請時に登録した口座へ振込む。

(3) 交換、譲渡及び売買の禁止

参加店は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。また、売買によらない商品券の換金又は当該参加店に持ち込まれた商品券の自己消費は行ってはならない。

(4) 登録の取消し

参加店が上記に違反する行為を行った場合又は事業委員会において本事業の目的達成の妨げとなる行為と認められる場合は、当該参加店の登録を取り消すことができる。

碧南市プレミアム付商品券参加店登録申請書

令和元年 月 日

碧南市プレミアム付商品券事業委員会 宛

碧南市プレミアム付商品券の取扱いについて参加登録したいので、下記のとおり申請します。

(フリガナ)	
屋号 チラシに表示する名称	
代表者名	
取扱品目・内容	主な取扱品目・サービス内容： () 記入例：衣服・靴・かばん・寝具・食料品・スーパーマーケット・コンビニ・日用雑貨・文具・家電・菓子・和食・喫茶・燃料・設備工事・理美容・クリーニング など
確認事項 (口にチェック)	<input type="checkbox"/> 特定の宗教・政治団体や反社会的勢力とは関係ありません。また、公序良俗に反する業種ではありません。
所在地	〒447- 碧南市 町
電話番号	ファックス
担当者名	メールアドレス

注1 営業店が複数の場合は、各々で登録申請をしてください。

注2 取扱品目・サービス内容について、事業委員会から確認させていただく場合があります。

(商品券使用の対象とならないもの)

不動産や金融商品、たばこ、ギフト券やプリペイドカードなど換金性の高いもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供されるサービス、税金や使用料などの公租公課

使用済商品券換金振込み先口座登録申請書

※ 愛知県中央信用組合(換金依頼先)の口座でのご登録にご協力をお願いいたします。

金融機関名 (口にチェック、記入)	<input type="checkbox"/> 愛知県中央信用組合 <input type="checkbox"/> 愛知県中央信用組合以外の金融機関 銀行 信用金庫 組合	店名	本店 支店
口座の種類 (口にチェック)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	(ゆうちょ銀行の場合は記号番号ではなく、他行からの振込用の店名・口座番号(7桁)を記入してください)
フリガナ			
口座名義			
換金依頼先店名 (予定)	換金依頼先：愛知県中央信用組合 碧南市内本支店 現時点で、換金依頼の手続きをする予定の店名を○で囲んでください。 本店 辻支店 棚尾支店 旭支店 西端支店 大浜支店		

※ 換金依頼先金融機関と換金振込み先口座情報を共有しますのでご了承ください。ご記入いただいた情報は、本商品券発行事業以外には使用いたしません。

※ 換金は、ある程度まとめてご請求ください。ただし、量が多い場合は換金依頼先金融機関で確認に時間を要することがありますのでご了承ください。